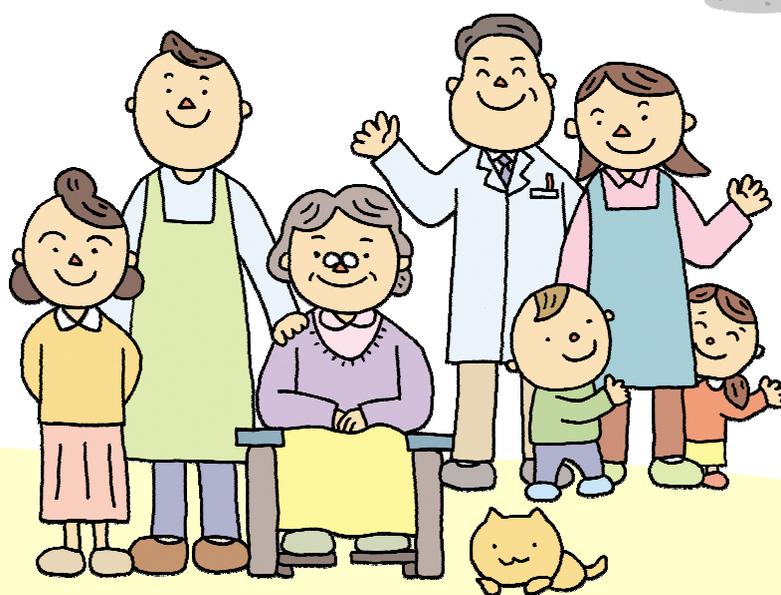


第3次江南市障害者計画

概要版

すべての人の 「社会参加と自立」の実現



平成30年3月

江南市

1 計画の基本的な考え方

(1) 計画策定の趣旨

本市では、平成 20 年度に障害者基本法に基づく第 2 次江南市障害者計画を策定し、「すべての人の『社会参加と自立』の実現」を基本理念に、障害者施策の総合的かつ計画的な推進を図ってきました。

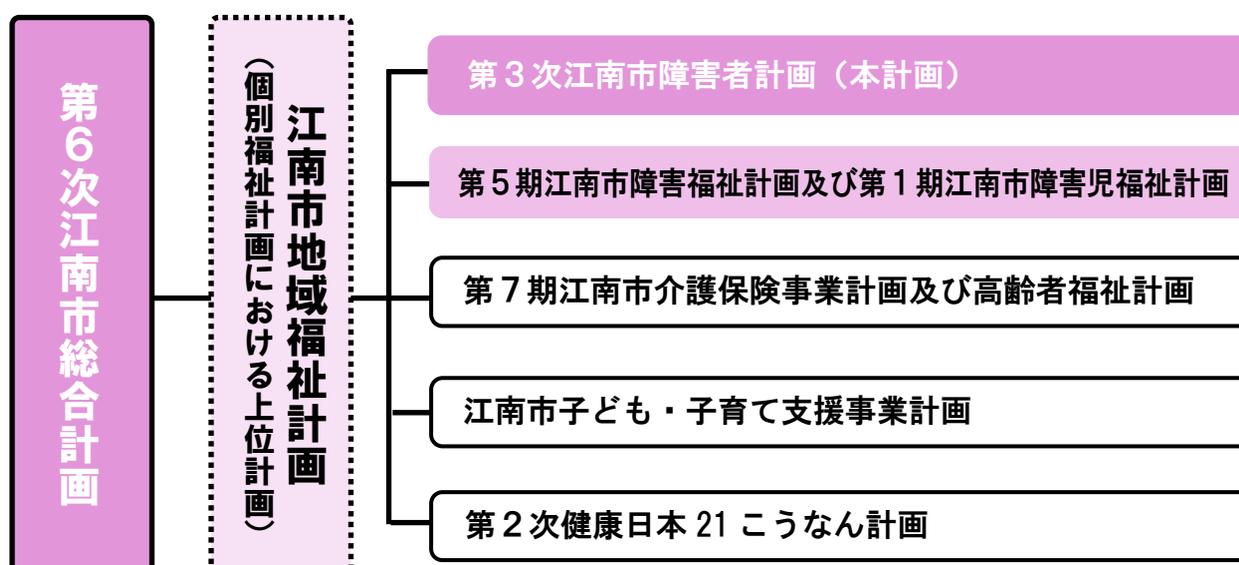
一方で、高齢化の進展やこころの病、発達障害の増加により、障害者数は増える傾向にあり、障害福祉サービスを受ける障害者は、身体障害、知的障害、精神障害とも大きく増加しています。

このような状況に対応するため、第 2 次江南市障害者計画では、平成 30 年度までを計画期間としていましたが、期間満了を待たず計画の見直しを行うこととしました。

(2) 計画の位置づけ

本計画は、障害者基本法第 11 条第 3 項に基づく市町村障害者計画として位置づけられ、本市の障害者施策の総合的かつ計画的な推進を図るための理念や方針、施策・事業を定める計画として策定します。

また、「第 6 次江南市総合計画」や「江南市地域福祉計画」等の上位計画及び障害福祉サービスや児童福祉法に基づくサービス等の目標値や見込み量を明らかにする「第 5 期江南市障害福祉計画及び第 1 期江南市障害児福祉計画」と整合を図ります。



(3) 計画の期間

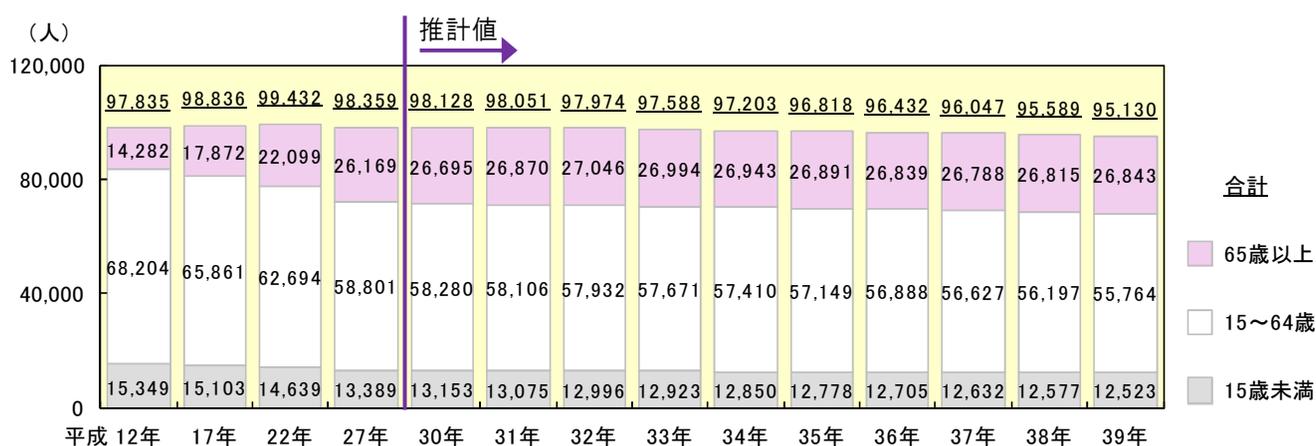
本計画の期間は、平成 30 年度から平成 38 年度までの 9 年間とします。

2 障害者(児)を取り巻く現状

(1) 人口の状況

本市の人口は平成22年をピークに減少に転じており、平成30年以降の推計でも減少傾向が継続することが見込まれています。

■年齢3区分別人口の推移と推計

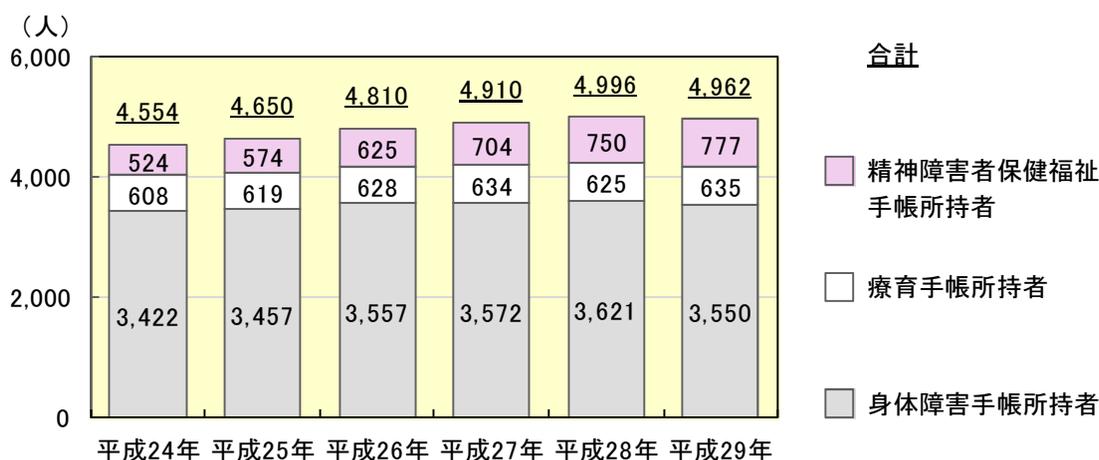


資料：平成12年～平成27年 国勢調査
平成30年以降…第6次江南市総合計画

(2) 障害のある人の状況

本市の障害者手帳所持者数は増加傾向にあり、特に精神障害者保健福祉手帳所持者数で増加割合が高くなっています。

■手帳別障害者数の推移



資料：福祉課（各年4月1日現在）

3 基本的な方向

(1) 基本理念

すべての人の「社会参加と自立」の実現

(2) 基本目標

基本理念の実現に向けて、本計画における基本目標として、次の3つの目標を掲げます。

基本目標 1 障害のある人への理解と支援の促進

基本目標 2 自立した生活への支援

基本目標 3 安心・安全な地域づくりの推進

(3) 施策の体系

基本理念	基本目標	基本施策
すべての人の「社会参加と自立」の実現	基本目標 1 障害のある人への理解と支援の促進	(1) 障害のある人の差別の解消 (2) 障害のある人を支える活動の支援 (3) スポーツ、レクリエーション、芸術文化活動の推進 (4) 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実
	基本目標 2 自立した生活への支援	(1) 相談支援体制の強化 (2) 権利擁護・虐待の防止 (3) 障害福祉サービス等の推進 (4) 障害児支援体制の強化 (5) 教育の振興 (6) 保健・医療体制の整備 (7) 雇用、就労の促進
	基本目標 3 安心・安全な地域づくりの推進	(1) 障害のある人に配慮したまちづくりの総合的な推進 (2) 災害時における支援体制の構築

4 施策の展開

基本目標 1 障害のある人への理解と支援の促進

(1) 障害のある人の差別の解消	
①普及、啓発の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 「障害者週間」(12月3日～9日)の啓発 ● 障害者差別解消法の周知
②合理的配慮の提供推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 障害のある人に対する合理的配慮の提供を全庁的に推進 ● 事業所や施設へ合理的配慮や差別的取り扱いについての事例等紹介
③福祉教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 障害のある児童・生徒とともに学ぶ学校生活の中での福祉教育の推進 ● 福祉協力校で手話・車いす等を体験する福祉実践教室の開催
④交流の機会や場の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 障害者施設や各種団体が主催するイベントなどへの支援及び啓発
(2) 障害のある人を支える活動の支援	
①ボランティア・協働意識の醸成	<ul style="list-style-type: none"> ● 「江南市市民自治によるまちづくり基本条例」等の啓発 ● 「NPO・ボランティア講座」を中間支援団体等と協働で開催
②NPO・ボランティアの育成	<ul style="list-style-type: none"> ● ボランティア活動の紹介、参加及び研修などの支援 ● 手話奉仕員養成講座及びスキルアップ研修の開催
③NPO・ボランティアへの支援	<ul style="list-style-type: none"> ● NPO・ボランティアガイドブックを活用した情報提供 ● 市民活動情報サイト「協働ステーション Web」による活動情報や補助金情報の周知
④障害のある人を支える担い手の育成	<ul style="list-style-type: none"> ● 研修や講座等による必要な知識・スキルを有する人材の育成
(3) スポーツ、レクリエーション、芸術文化活動の推進	
①スポーツ・レクリエーション及び芸術文化活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 広報こうなんや社協だよりによる情報提供 ● 障害者スポーツ大会や障害者作品展等への参加及び運営支援
②活動に参加しやすい環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ● 講演会等での手話通訳者や要約筆記者の配置
(4) 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実	
①コミュニケーション手段の確保	<ul style="list-style-type: none"> ● 補装具や日常生活用具に関する情報提供と普及 ● 手話通訳者・要約筆記者派遣の周知及び福祉課の手話通訳者の利用促進 ● 手話及び意思疎通支援のための手段を学ぶ機会の確保や情報発信
②行政情報のバリアフリー化	<ul style="list-style-type: none"> ● 障害のある人に配慮したホームページの作成や声の広報による情報のバリアフリー化の推進
③情報通信機器の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 視覚障害者用拡大読書器や聴覚障害者用FAXなど、日常生活用具等の活用促進

基本目標 2 自立した生活への支援

(1) 相談支援体制の強化	
①相談支援体制の確保	<ul style="list-style-type: none"> ● 基幹相談支援センターにおける障害のある人への総合相談の実施 ● 基幹相談支援センターや地域包括支援センター等との連携強化 ● 社会福祉協議会障害者相談支援センター及び精神障害者地域活動支援センター「希楽里」の周知・啓発 ● 県福祉相談センターや保健所等との連携強化
②総合支援協議会の活用	<ul style="list-style-type: none"> ● 総合支援協議会を、地域課題の解決や地域の関係者によるネットワークの構築に向けた協議の場として活用
(2) 権利擁護・虐待の防止	
①権利を守る制度の利用促進	<ul style="list-style-type: none"> ● 成年後見制度の利用の円滑化 ● 日常生活自立支援事業の周知と利用支援
②虐待防止体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ● 関係機関と情報共有し、虐待の未然防止や早期発見・早期対応 ● 通報先の周知
(3) 障害福祉サービス等の推進	
①障害福祉サービス・地域生活支援事業の提供体制の確保	<ul style="list-style-type: none"> ● 「江南市障害福祉計画」に定める障害福祉サービス・地域生活支援事業の見込みについての提供体制の確保
②サービス利用の円滑化	<ul style="list-style-type: none"> ● 広報こうなんや福祉ガイドブックによる障害福祉サービスの周知・啓発 ● サービス利用に関する基準の明確化 ● 「共生型サービス」の創設等によるサービス利用の円滑化
(4) 障害児支援体制の強化	
①早期発見・早期療育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 健康診査等による障害の早期発見、関係機関との連携による適切な医療や療育等の早期支援 ● わかくさ園や障害児保育を実施している保育園での療育指導
②発達障害児への支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 発達障害者支援センターとの連携による日常生活についての相談支援 ● 発達障害への理解と正しい知識の普及啓発 ● 児童発達支援センターとの連携による発達障害児への支援
③障害児支援機関のネットワーク化	<ul style="list-style-type: none"> ● 児童発達支援センターの設置による障害児支援体制の整備 ● 総合支援協議会における関係機関の情報共有
④児童福祉法に基づくサービスの確保	<ul style="list-style-type: none"> ● 「江南市障害児福祉計画」に定める児童福祉法に基づくサービスの見込みについての提供体制の確保 ● 障害児保育、学童保育の加配等の体制整備についての検討
⑤障害児支援における提供体制の確保	<ul style="list-style-type: none"> ● 障害種別や年齢別等のニーズに応じた支援体制の整備の推進 ● 障害児の地域社会への参加・包容の推進 ● 重症心身障害児等の特別な支援が必要な障害児に対する支援体制の整備 ● 障害児相談支援の質の確保及び向上、支援の提供体制の構築

(5) 教育の振興	
①インクルーシブ教育システムの推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 個別の教育支援計画及び指導計画の作成 ● 特別支援学級担当教職員の障害児教育の理解を深める活動の推進 ● すべての教員や保育士の知識・技能・指導力の向上 ● 障害の状態や教育的ニーズ、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点からの就学先の決定の推進 ● 「ことばの教室」「まなびの教室」の推進 ● 特別支援学級交流推進事業の推進 ● 障害児通所支援事業所等との連携による切れ目のない支援
(6) 保健・医療体制の整備	
①障害の原因となる疾病等の予防・発見	<ul style="list-style-type: none"> ● 各種健診、訪問指導、各種相談・教室など一生涯にわたる健康保持のための保健施策の実施 ● 「健康日本21こうなん計画」に基づく健康づくりの推進
②適切な保健・医療の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 障害者の医療費助成による負担の軽減、障害に応じた医療の給付支援 ● かかりつけ医、かかりつけ歯科医の普及、医療機関との連携
③精神保健の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 「こころの相談」「ピアカウンセリング」等の継続実施 ● 市役所相談窓口における相談支援の充実 ● 江南保健所管内の関係機関との連携
(7) 雇用、就労の促進	
①障害のある人の雇用の促進	<ul style="list-style-type: none"> ● 障害者雇用促進法に基づく市職員の採用 ● 公共職業安定所等との連携による障害者雇用の促進・周知 ● 障害者雇用を市入札の評価基準に設定することによる雇用促進
②就労に対する相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 公共職業安定所等との連携による就労に関する相談支援
③一般就労への移行支援	<ul style="list-style-type: none"> ● サービス提供事業者に対する働きかけによる一般就労への移行促進 ● 就労後の生活に課題がある人を対象とした就労定着の促進
④福祉的就労の確保	<ul style="list-style-type: none"> ● 就労移行支援や就労継続支援のサービスを実施する事業所の参入の働きかけ、施設整備の支援 ● 障害者就労施設等が供給する物品や役務の優先発注の推進

基本目標3 安心・安全な地域づくりの推進

(1) 障害のある人に配慮したまちづくりの総合的な推進	
①ユニバーサルデザインのまちづくり	<ul style="list-style-type: none">● 公共施設の障害者用駐車スペースの確保やトイレの整備● スムーズな移動確保のためのバリアの除去● 公共施設のバリアフリー化の推進● 障害のある人等が利用しやすい駅づくりの促進
②移動しやすい環境の整備	<ul style="list-style-type: none">● 鉄道駅、路線バスやいこまいCARの利用促進● 福祉タクシー料金の助成、自動車改造費の支給● ヘルプマークの普及・啓発
③住宅のバリアフリー化の推進	<ul style="list-style-type: none">● 重度身体障害者住宅改善事業の普及啓発
④居住系サービスの充実	<ul style="list-style-type: none">● グループホーム等の居住系サービスの充実● 住宅セーフティネット制度等を活用した居住支援
(2) 災害時における支援体制の構築	
①防災対策の推進	<ul style="list-style-type: none">● 幅広い年代を対象とした自主防災会合同訓練の実施● 避難行動要支援者の登録制度の普及啓発
②避難行動要支援者の把握と支援体制の構築	<ul style="list-style-type: none">● 避難行動要支援者名簿の整備、活用● 「災害時要援護者リスト・マップ」等の活用による地域支援体制の強化● 障害に合わせた避難生活ができるような避難所の整備● 障害のある人の避難所として、福祉サービス提供事業所を利用できるような支援体制の整備

5 計画の推進体制と計画の進行管理

障害者計画は、保健・医療や子育て支援、高齢者福祉をはじめ教育、労働、生活環境等、多様な分野に及ぶため、庁内における横断的な連携を図り、施策の総合的な推進に取り組みます。

また、障害のある人やその支援者に関する多様な施策を推進するにあたり、中核的な役割を果たす場として、「江南市総合支援協議会」を位置づけます。

そして、中立・公平な事業の実施のほか、障害のある方のニーズに応じた支援ができるよう協議・検討を行うとともに、PDCAサイクルに基づき、事業の検証を行います。

発行・編集 江南市 健康福祉部福祉課
愛知県江南市赤童子町大堀 90
TEL：0587-54-1111 FAX：0587-56-5515
メール：fukushi@city.konan.lg.jp
発行年月 平成 30 年 3 月